（別紙35）

令和　年　月　日

児童指導員等加配加算及び専門的支援加算に関する届出書

事業所・施設の名称	
サービスの種別	① 児童発達支援　② 放課後等デイサービス　③ ①・②の多機能
1 異動区分	① 新規　② 変更　③ 終了

2 従業者の状況

	単位①	単位②
基準人数の総数 A	人	人
うち児童発達支援管理責任者の員数	人	人
従業者の総数 B（常勤換算）	人	人
うち理学療法士等の員数（常勤換算）	人	人
うち保育士の員数（常勤換算）	人	人
うち５年以上保育士の員数（常勤換算）	人	人
うち児童指導員等の員数（常勤換算）	人	人
うち５年以上児童指導員の員数（常勤換算）	人	人
うちその他の従業者の員数（常勤換算）	人	人
うち児童発達支援管理責任者の員数（常勤換算）	人	人
加配人数（B－A）	0.0 人	0.0 人
児童指導員等加配加算 算定対象者	ア 理学療法士等 イ 児童指導員等 ウ その他の従業者	ア 理学療法士等 イ 児童指導員等 ウ その他の従業者
専門的支援加算 算定対象者 （注）イ、ウは、児童発達支援の場合のみ選択可能。	ア 理学療法士等（保育士を除く。） イ 5年以上保育士 ウ 5年以上児童指導員	ア 理学療法士等（保育士を除く。） イ 5年以上保育士 ウ 5年以上児童指導員

備考

1 「サービス種別」、「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 「従業者の状況」には、サービス毎に単位を分けている場合は、児童指導員等の数を単位別に記載してください。

3 多機能型（人員配置特例の利用なし）の場合は、「従業者の状況」単位①・②欄にそれぞれ児童発達支援と放課後等デイサービスの「基準人数」等をそれぞれ記載してください。

4 「基準人員の総数A」には、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）」上、必要な従業者の総数を単位別に記載してください。

5 「うち理学療法士等の員数（常勤換算）」には、サービス毎に配置されている理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理療法の技術を有する従業者又は視覚障害者の生活訓練の養成を行う研修を終了した従業者の数を単位別に記載してください。

6 「うち保育士の員数（常勤換算）」には、理学療法士等の員数のうち、保育士の数を単位別に記載してください。

7 「うち5年以上保育士の員数（常勤換算）」には、保育士の資格を得てから5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する保育士の数を単位別に記載してください。

8 「うち児童指導員等の員数（常勤換算）」には、サービス毎に配置されている児童指導員、手話通訳士、手話通訳者、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した指導員の数を単位別に記載してください。

9 「うち5年以上児童指導員の員数（常勤換算）」には、児童指導員の資格を得てから5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員の数を単位別に記載してください。

10 「うち児童発達支援管理責任者の員数（常勤換算）」には、サービス毎に配置されている児童発達支援管理責任者の数を単位別に記載してください。

11 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置した場合には、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者と同等の扱いとします。

12 算定対象者については、該当項目に○を付してください。

記入例

（別紙35）

令和　年　月　日

児童指導員等加配加算及び専門的支援加算に関する届出書

事業所・施設の名称	
サービスの種別	① 児童発達支援　② 放課後等デイサービス　③ ①・②の多機能
1 異動区分	① 新規　② 変更　③ 終了

2 従業者の状況

	単位①	単位②
基準人数の総数 A	3 人	人
うち児童発達支援管理責任者の員数	1 人	人
従業者の総数 B（常勤換算）	4.9 人	人
うち理学療法士等の員数（常勤換算）	3.0 人	人
うち保育士の員数（常勤換算）	2.0 人	人
うち５年以上保育士の員数（常勤換算）	0.0 人	人
うち児童指導員等の員数（常勤換算）	0.9 人	人
うち５年以上児童指導員の員数（常勤換算）	0.0 人	人
うちその他の従業者の員数（常勤換算）	0.0 人	人
うち児童発達支援管理責任者の員数（常勤換算）	1.0 人	人
加配人数（B－A）	1.9 人	0.0 人
児童指導員等加配加算算定対象者	ア 理学療法士等 イ 児童指導員等 ウ その他の従業者	ア 理学療法士等 イ 児童指導員等 ウ その他の従業者
専門的支援加算算定対象者 （注）イ、ウは、児童発達支援の場合のみ選択可能。	ア 理学療法士等（保育士を除く。） イ 5年以上保育士 ウ 5年以上児童指導員	ア 理学療法士等（保育士を除く。） イ 5年以上保育士 ウ 5年以上児童指導員

備考

1 「サービス種別」、「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 「従業者の状況」には、サービス毎に単位を分けている場合は、児童指導員等の数を単位別に記載してください。

3 多機能型（人員配置特例の利用なし）の場合は、「従業者の状況」単位①・②欄にそれぞれ児童発達支援と放課後等デイサービスの「基準人数」等をそれぞれ記載してください。

4 「基準人員の総数A」には、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）」上、必要な従業者の総数を単位別に記載してください。

5 「うち理学療法士等の員数（常勤換算）」には、サービス毎に配置されている理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理療法の技術を有する従業者又は視覚障害者の生活訓練の養成を行う研修を終了した従業者の数を単位別に記載してください。

6 「うち保育士の員数（常勤換算）」には、理学療法士等の員数のうち、保育士の数を単位別に記載してください。

7 「うち5年以上保育士の員数（常勤換算）」には、保育士の資格を得てから5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する保育士の数を単位別に記載してください。

8 「うち児童指導員等の員数（常勤換算）」には、サービス毎に配置されている児童指導員、手話通訳士、手話通訳者、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した指導員の数を単位別に記載してください。

9 「うち5年以上児童指導員の員数（常勤換算）」には、児童指導員の資格を得てから5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員の数を単位別に記載してください。

10 「うち児童発達支援管理責任者の員数（常勤換算）」には、サービス毎に配置されている児童発達支援管理責任者の数を単位別に記載してください。

11 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置した場合には、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者と同等の扱いとします。

12 算定対象者については、該当項目に○を付してください。